



2021年5月11日

各 位

会 社 名 東急不動産ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 西川 弘典
(コード：3289 東証第一部)
問合せ先 執行役員 小玉 潤
(TEL. 03-6455-1122)

当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の一部変更及び継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員に対する報酬として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部変更したうえで継続する内容の議案（以下「本議案」といいます。）を、2021年6月25日開催予定の第8回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部変更及び継続について

当社は、当社の株式価値と取締役（社外取締役を除きます。）及び委任契約を締結している執行役員（以下「執行役員」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入に関する議案を2017年6月28日開催の第4回定時株主総会に上程し、承認可決されました。

当社は、上記定時株主総会決議に基づきこれまで本制度を運用してきましたが、今般、本株主総会において承認可決されることを条件として、本制度についてその内容を一部変更したうえで継続することといたします。

なお、従前は対象としていた当社子会社である東急不動産株式会社、株式会社東急コミュニティー、東急リパブル株式会社、株式会社東急ハンズ及び東急住宅リース株式会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員については、純粋持株会社としてグループ経営を担う当社と、各セグメントにおける事業執行を担う当社子会社の役割と責任を明確にすることを目的として、今後は本制度の対象としない予定です。

2. 本制度の概要

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部変更いたします。
変更後の本制度の概要は以下のとおりです。

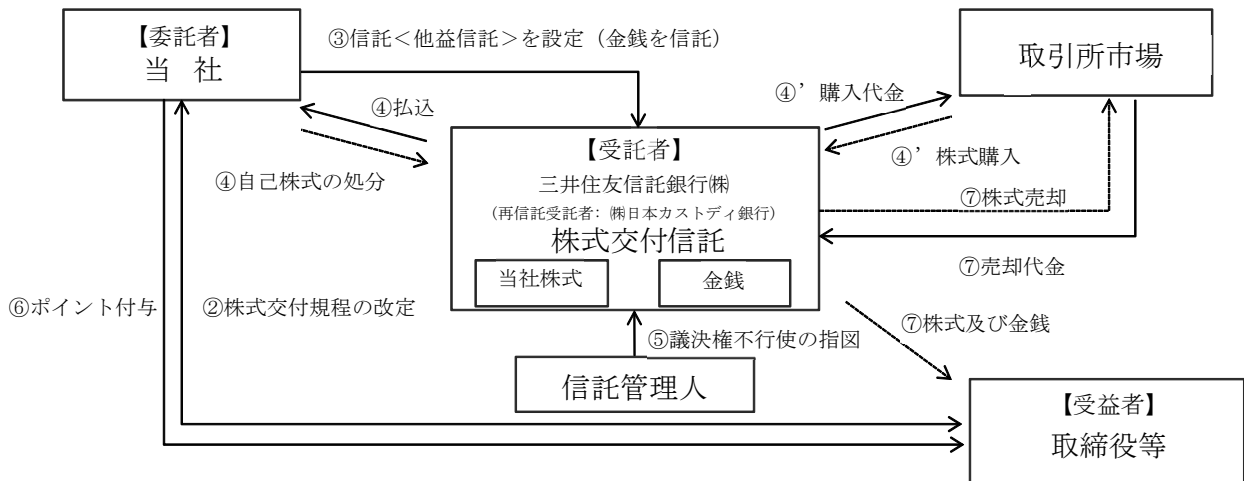
(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（2017年の本制度導入時に設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、下記（3）の対象期間中に在任する取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。）及び執行役員（当社の取締役会で定

める者に限ります。以下、変更後の本制度の対象となる取締役及び執行役員を併せて「取締役等」といいます。) に対してその役位等に応じて当社が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、従前、毎年一定の時期としていましたが、これを原則として各取締役等の退任時に変更いたします。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度の一部変更及び継続に関する承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、取締役等を対象とする株式交付規程を改定します。
- ③ 当社を委託者として設定済みの本信託につき、信託期間を延長し、本制度に基づき取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金 600 百万円を上限とする金銭を、対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として追加拠出（追加信託）します。
- ④ 受託者は、本信託内の金銭（上記③により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場から取得する方法によります。取引所市場を通じて取得する場合は、信託管理人の指図に従います。）。
- ⑤ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社取締役等から独立している者としします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与します。
- ⑦ 一定の受益者要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、原則として退任時に、保有するポイントに応じた当社株式の交付を本信託から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
- ⑧ 本制度を継続しない場合において、信託期間満了により本信託を終了させるときは、残余株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会の決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した金額の範囲内で当社に帰属する予定です。また、当該金額を超過する部分については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社取締役等と利害関係のない特定公益増進法人等に寄付することを予定しております。

(2) 本信託に対する金銭の信託

当社は、本株主総会で本議案のご承認が得られることを条件として、下記(7)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が取得するために必要となる資金を本信託に追加信託します。本信託は、下記(6)のとおり、本信託内の金銭(上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。)を原資として、当社株式を取得します。

(3) 対象期間及び信託期間

変更後の本制度による株式報酬は、本定時株主総会終結日の翌日から2026年3月末日に終了する事業年度(以下「対象期間」といいます。)までの期間の間に在任する取締役等に対して支給します。

また、設定済みの本信託の信託期間を、2026年8月末日(予定)まで延長いたします。ただし、下記(5)のとおり、その後さらに対象期間及び信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本制度の対象者

取締役等は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、原則として退任時に、下記(7)に定めるポイントに応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けるものとします。

- ① 対象期間中に取締役等であること(対象期間中、新たに取締役等になった者を含みます。)
- ② 取締役等を退任していること
- ③ ポイントが付与されていること
- ④ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(5) 当社が拠出する金銭の上限額

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により取締役等に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金600百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として追加信託します。本信託は、当社が信託した金銭(上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。)を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場から取得する方法により、取得します。

注:当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決議により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役等に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金140百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記(7)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の信託金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に取締役会で決議し、開示いたします。なお、対象期間中、取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が対象期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(5)の信託金の上限の範囲内で、本信託に金銭を追加信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(7) 取締役等に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役等に対するポイントの付与方法等

当社は、取締役会で定める株式交付規程(本制度の一部変更及び継続に合わせ制定済みの株式交付規程を取締役会の決議により改定することを予定しています。)に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役等に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり13万ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役等は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。また、1ポイントは当社株式1株とします。したがって、各取締役等に付与されるポイントの数の上限は、1事業年度あたり13万株相当となります。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの株数は係る分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。なお、当社に損害を与えたことに起因して取締役等を解任されまたは辞任する者等については、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

③ 取締役等に対する当社株式の交付の時期及び方法

各取締役等は、原則としてその退任時に所定の手續を行うことにより本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けるものとします。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社取締役等から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。係る方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 本信託内の当社株式に関する剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本制度を継続しない場合において、信託期間満了により本信託を終了させるときは、残余株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会の決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した金額の範囲内で当社に帰属する予定です。また、当該金額を超過する部分については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社取締役等と利害関係のない特定公益増進法人等に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社取締役等から独立した第三者を選定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本信託に金銭を 追加信託する日	2021年8月（予定）
信託の期間（延長後）	2017年8月21日～2026年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上